

ボンパイチットが指摘する「女たちが生活費を稼ぎ出す構成員という慣習的役割を担う者として、女たちが家族に対してもっている義務感」は、女性たちの主体性を示す重要な点である。つまり、そこからは貧困や家庭の困窮に「押し出されて」、やむなく日本に移送された上に人身売買の被害に遭ったという客体化された人身売買被害者のストーリーは導きだされない。逆に、奴隷状態に置かれたつらい一時期を堪え忍んで、早く「借金」を終了させ、家族への送金という義務を果たしたいと考えるだろう。

では家族に対する義務感と慣習的役割は、どのような社会的、歴史的背景から発生したのだろうか。

(二) 北部タイにおける歴史的な女性（娘）の役割とその変容

先行調査研究では、日本で人身売買被害に遭う女性は、チェンライ県やパヤオ県など北部タイ出身者が多かった。ではなぜ北部出身の女性が家族に対する責任感が強いのか、その歴史的、社会的、文化的な経緯から考察する。

北部タイは、チェンマイを首都と定めたランナータイ王国として一三世紀から二〇世紀に至るまで現在のタイ（一九三二年以前はシャムと呼ばれていた）とは異なる歴史を育んでいた。北部タイのパヤオ県在住の女性サハツヤが編纂した『Paying Payao（パヤオの女性）』によれば、ランナータイの歴史は他国との戦乱が続いていたので、兵役にとられる男性に代わって銃後の生活を守る女性の役割は重要視され、女性と家族・親族が相互に依存・期待しあうという慣習―それはしばしば「親孝行」という概念で語られる―が大事にされていたと記されている。同書によればランナータイ時代に男性は六ヶ月の兵役制度があり、帰宅すればまだよいが時には戦死もしくは行方不明になることもあったため、次第に母系を中心として、耕地を管理し、高齢者の世話をしながら社会的なつながりが強化されていったと記している。さらに経済的な側面では、女性は男性と同じように田畑を耕し、川で魚をとり、機を織り、余剰生産物・収穫物の魚、野菜、果物、煙草、綿、家禽類を市場で売ったり、交換などの行為を通して家族を扶養するという高い役割を果たしていた。とくにランナータイ時代のパヤオの女性たちは織物を得意としており、自分や家族の衣類のための機織りと仏教寺院での仏教行事

の折々に寄付する織物も織っていた。また仏教寺院での役割も男性よりも女性が進んで行っていた。⁽²⁸⁾

北部タイにおいて女性の地位が、社会的に高く、また女性たちが重要な役割を果たしていたことは、ランナータイが現在のタイに併合された後の現代（一九七〇年代）でも、チェンマイ近郊農村でフィールド調査した人類学者ポッターも指摘している。⁽²⁹⁾ ポッターは、それまで人類学の世界では通説だったエンブリのタイ社会集団の構造の緩さを提唱する「緩やかな構造をもつ社会システム（a loosely structured social system）」や、水野が提唱した父方母方どちらかではなく両方に親族関係が広がる「双系制（Bilateral system）家族制度」を批判し、北部タイ社会は明確な構造と機能をもつ女性中心社会であると主張した。女性や母系を中心とした家族が北部タイ農村社会において、明確な性規範や社会規範をもち、仏教行事や祖霊祭祀や親族関係、また資産や生命の再生産に果たす社会的役割を根拠とし、積極的に評価した。

タイ農村における宗教儀礼を見ると、仏教のほかにもクワン儀礼、守護霊崇拜、邪霊祓除儀礼があり、とくに北部タイでは「田植の時期に行われる村落レベルの守護霊崇拜（ガーン・ピーチャオバーン PEE: Chao baan）の儀礼と共に、母系親類レベルの祖霊崇拜（ガーン・ピープーヤー）、祖父母の霊」がある。⁽³⁰⁾ 社会学者の櫻井は主に北部タイの祖霊崇拜（ガーン・ピープーヤー）において「儀礼参加者は、母と娘たちに限られ、婿入りした男たちは生家であるのが筋であるが、概して出ない」とし、「母系クランの祭祀集団」とポッターは捉えていることを紹介した上で「祖霊祭祀以外にはさしたる機能を果たしていない」と、それほど重要視しない。しかし、北部タイにおいて買春やHIV/AIDSに関する防止活動を行うなど実践的な研究者のスアンバタナーは、母系親類レベルの祖霊崇拜（ガーン・ピープーヤー）の概念が深く北部タイの女性と家族の社会的規範を形成するキー概念であると注目する。⁽³¹⁾ すなわち、とくに娘と母との関係においてピープーヤーの祖霊概念における、「娘は両親を扶養し、家族の世話を養育に務め、さらに家族の安定に寄与する義務がある。一方、母（および家族、親族）はそうした娘の働きを期待している」との考え方が、脈々とランナータイの時代から現代まで受け継がれていると考えられる。

しかし、どんなに「孝行娘」が従来の「娘たるもの」「女たるもの」であるという規範が強固であったとしても、現代

社会では高等教育機会や就労学習機会が乏しい農村出身の若い女性が親孝行の義務を果たし、母の期待に応えられるだけの収入を得られる機会はほとんどない。そのため、一九五〇年以降、タイで積極的に外資が投入され、開発計画が進められ、さらに一九九〇年以降に加速した自由経済のグローバル化は、タイの性産業を発達させ、とくに北部タイの農村の「親と自分の生活を向上させたい」、「親孝行をしたい」など家族に対する慣習的な義務感や大義を抱く年若い女性たちを性産業に吸収していったのである。

三 タイの性産業の発達と家族の変容

タイにおける性産業の発達は、とくに北部タイの女性たちとその家族のあり方を変容させた。ここでは、タイの性産業の発達を、第一期（一九五〇代～一九七〇代）、第二期（一九八〇年代）、第三期（一九九〇～二〇〇〇年）、第四期（二〇〇〇年以降）の四期に分けて、社会経済と女性や家族に与える影響を見ていく。

第一期：国家経済社会開発計画とタイ国内性産業の発達

一九六〇年代から一九七〇年代のタイ社会の特徴は、投資奨励法により外資を導入し、都市基盤の整備を進め、反共政策と輸出用農産物運搬を目的に交通網を整備するなどインフラ中心の開発計画が強力に進められたことである。北部タイ農村は国家経済社会開発の波に取り残されて、徐々に中央との経済格差が生まれた時期であり、一九六〇～七〇年代、経済的な窮乏を訴える貧困層の住民も増加していた。こうした家族の窮乏状態を救おうとする若い女性の自己犠牲の行為は、商品化の浸透とともに貨幣経済に巻き込まれコミュニティの基盤が弱まった地域や家族には好意的に受け止められ、ときには奨励される傾向にあった。小学校卒業前に性産業のブローカーから値をつけられ、卒業とともにバンコクや南タイにある性産業現場へ送られる少女の「青田買い」も北部で発生した。一時的に現金収入が発生する「青田買い」に積極的に

娘を送る親も出現した。

一九六〇年代から七〇年代のタイの性産業は、進出する外資系企業の接待の場としてバーやマッサージパーラーが発達した⁽³³⁾。一九六〇年代後半以降のベトナム戦争に投入されたアメリカ軍兵士のための遊興・娯楽・慰安のためのバーや飲食街などがタイ東部の海浜都市パタヤで興隆した。またベトナム戦争終焉後も、七〇年代には、バンコクやパタヤなどの性産業が発達した歓楽街に、オイルダラーに沸く中東諸国や日本からの買春旅行が相次いだ。さらに、経済格差でタイよりも上位国のマレーシアやシンガポールからの買春客もハッジヤイやベトンに來訪し、南部の国境都市における性産業も発達した⁽³⁴⁾。

第二期：移住労働と性産業の拡大

第二期の一九八〇年代の特徴は、前半はオイルマネーに沸く中東への移住労働が増加し、一九八五年ブラザ合意後の日本は円高のバブル景気に沸き、日本企業のタイ進出が相次いだことで、円高の日本で働くことへ希望とあこがれを抱く女性が増加した。すでに性産業で働いた経験のある女性を中心となって同郷の若い女性を勧誘していった。日本の性産業への性的搾取を目的に送り出す格好の時期で、日本側のバブル景気による性産業での需要も増加し、送り出し業者らは家庭に人間関係や経済的な側面で問題を抱えている女性を中心に日本行きを勧誘し、そして移送していた。

性産業で経済的な力を得た女性たちが増えるにつれて、貧困層以外にも経済的に力をつけることを目的に性産業で働く女性が増えた。またヨーロッパ（ドイツ、スイス、オランダなど）への、郵便カタログで結婚相手を選び、結婚して送られる「郵便花嫁」が盛んになった。そのほかHIV/AIDSの流行により、性交渉経験がないタイ国内外の山地民の少女たちが人身売買の餌食となることもあった。周辺諸国や地域、そして山地民のタイの性産業への人身売買は七〇年代後半から生じていたものの、八〇年代のタイ経済の活性化の影響で盛んになっていた⁽³⁵⁾。

表 2 タイの経済開発と性産業の発達と与える女性と家族への影響

第一期	一九五〇～七〇年代	経済開発・政治の特徴	性産業の発達 (タイ)	女性と家族 (北部タイ)
第二期	一九八〇年代	外貨導入、都市基盤の整備、交通網の発達。北部タイは開発から取り残され中央との格差が拡大した。	タイ・マレーシア国境やバンコクでの買春興隆。ベトナム戦争による基地売春、歓楽地興隆。セックスツアー来タイ。	「親孝行」として十代の少女たちが性産業に送られる地域もあった。女子の自己犠牲が奨励される地域もあった。また各と国際結婚もあった。
第三期	一九九〇年代	一八八五年以降の円高で日本での就労希望者が増加。非正規移住労働、人身売買が増加。一九八〇年前半はオイルマナーの中東へ。	国内性産業従事女性とは同様の若い少女を勧誘。欧米中心に国際郵便花嫁が増加。マレーシアやシンガポールの人身売買、HIV/AIDSの流行。	性産業就労経験の女性が同様の若い少女を勧誘することもあった。欧米人との国際郵便結婚も増加。また、HIVを恐れた無垢な山岳民族少女を性的対象とした日本人など外国人観光客が発生した。
第四期	二〇〇〇年以降	前期：バブル興隆期中期：景気低迷後期：通貨危機 (一九九七)	一八九六年に売春防止・禁止法改正。九七年に子どもと女性の人身売買禁止法策定。二〇〇八年に包括的な人身売買禁止法策定。高学歴の女性を勧誘。経済減速と空港封鎖。	日本からの強制送還者が増加。国際結婚カップルも増加した。多様な国際結婚カップルと子どもが増加。家族統合のための日本への呼びよせが増加。

Mulaniti Phuying 2007 "Kaan kha Ying Witti song khon Thai" p69-91 (タイ語) などから算出
作成

表 3 タイ人の非正規産業への送り出し業者の収入推計 (1993～1995 年)

送り出し国	業 種	年間送り出し人数 (人)	一人あたり送り出しによる収入 (Baht)	合計 (単位: 百万 Baht)
日本	男性	4,000-6,000	150,000-200,000	600-800
	女性セックスワーカー	6,000-8,000	800,000	4,800-7,200
台湾	男性	100,000	70,000-100,000	7,000-10,000
	女性セックスワーカー	110,500-115,500	12,400-17,070	4,168-5,988

出典: Phongpaichit 他, "Guns Gurls Gambling Ganja" 1998, p181

第三期：小康期そして規制強化期

第三期の九〇年は、前半のバブルがはじける前の九〇年代前期 (九二年)、景気低迷の中期 (九二年から九七年)、そして通貨危機以降 (九七年以降) の後期に小分類できる。

前期には、八〇年代後半から始まったブローカーによるタイ人女性のタイから日本への送り出し攻勢期が続いた。バブルがはじけた中期以降日本経済の景気低迷や、入管や警察による非正規滞在外国人の摘発が活発化した影響もあり、女性の家「HETLP」や女性の家「サーラー」などのシェルターに入所する人身売買被害者が激減し、人身売買は小康状態となった。政治経済学者のボンパイチャットはタイの非正規産業における社会経済的要因の分析を行っているが、その中で一九九三年から一九九五年にかけてタイ人女性を日本、台湾、ドイツへ送る業者の収入を表3のように推計している。

九〇年代は規制強化の時期で、九六年改正された売春防止・禁止法では、子をブローカーに売る親の罰則規定がもうけられた。九七年には女性と子どもの人身売買禁止法も策定された。一方で、家族統合のために日本在住のタイ人女性らがタイから子どもを呼びよせることが増えた。

第四期：国外の人身売買ネットワークの発達と多様化

九〇年代後期、つまり通貨危機が発生した一九九七年以降の第四期の特徴は、これまでの貧困層や家庭に経済的な事情をもつ人々以外に、独身で、学歴が高く、職業スキルもある層の女性たちも、彼女たちが抱えた「借金を返済」するために、日本行きの甘い言葉に乗って人身売買被害に遭うことが増えていることである。二〇〇五年のJNATIP/FIGENS調査では、当事者インタビューに回答した人身売買被害者一八名⁽³⁶⁾のうち一七名 (二〇〇二年に一名、二〇〇三年に四名、二〇〇四年に二名、不明一名) が、第四期の一九九七年以降に入国して人身売買の被害に遭った。二〇〇五年のJNATIP/FIGENS調査でそれぞれの学歴は明確になっていないが、一八名の中には高学歴だが返済しなければなら

ない借金の存在が日本行きの動機となっていた⁽³⁷⁾。

そのほか、八〇年代から九〇年代に人身売買ルートで入国し、日本人の配偶者として在留資格を得たタイ人女性がスナックや雑貨店を経営しながら管理売春に関わったり、タイの知人や親類を勧誘して日本に連れてくる人身売買側に加担しているなど、すでに滞在資格を得たタイ人のネットワークが多様化し、人身売買を行う組織が一枚岩ではないことを窺わせる事例が調査中に散見された。

さらに第四期の特徴として、日本の入国管理は大変厳しいため、法の網をくぐった巧妙な入国方法があげられる。たとえば団体旅行や裕福な層の家族旅行に見せかけて短期滞在資格で入国したり、アメリカや南米のブラジル、そしてヨーロッパを旅行した後に日本に乗り継ぎで寄港した際に入国している。また、日本人配偶者としての在留資格を得て、日本に入国した後に「借金」返済義務を負う管理売春に人身売買されてしまう事例もあった。また、インターネットのチャットなどで親しい関係を構築したところで外国行きを誘うという手口も散見されるようになった⁽³⁸⁾。

四 人身売買による「借金」返済後の女性と家族の姿容

人身売買は「借金」で自由を拘束し、女性を性的に搾取をするという形態が多い。しかし、その「借金」が何らかの形で終了した後は、図1に示すように、大きく分けて人身売買元被害者のその後は出身国に帰国と目的国に継続滞在となる。

本節では、まず帰国した人身売買被害に遭った女性が出身地に帰国、帰還した際の課題を事例から考察する。そして次に日本に継続滞在した人たちの課題を考える。

(一) 出身国に帰国した女性たちと家族

「借金」返済後に、日本に継続滞在して就労（資格外就労）したり、恋人との同棲などさまざまな理由で超過滞在した後の帰国の理由は、如田・青山がまとめた調査結果に基づく一二の理由⁽⁴¹⁾を分類してみると、①タイにいる家族の事情（子どもが心配、家族の病氣、死亡）、②日本で知り合った男性に関わる事情（妊娠、正式な結婚手続きをするため、日本人夫や家族とうまくいかない、日本人夫とタイに移住するため）、③心身の健康状態、④日本滞在に限界を感じた（不法状態への不安、仕事への不満、失業、物価の高さ）、⑤その他（不法滞在として摘発）、本国に帰国してから日本で知り合った日本人男性と新たな家族をもつために結婚手続きをしてから日本人配偶者として正規に入国するためなどさまざまな理由で、入国管理局に出頭し、帰国していた。帰国の理由はさまざまだが、タイの家族や日本で形成した家族に関わる理由が多い。

とくにタイの家族に対する紐帯は強い。人身売買中の強制売春や厳しい管理下にあるときでも客のチップを隠して貯めて本国の家族に送金したり、人身売買の搾取から解放された後の就労で得た金を家族に送金する女性も少なくない。しかし日本から帰国した後、送金したはずの金が家族（両親と兄）によってギャンブルや遊興費で無駄遣いされていたことが発覚した女性もいる⁽⁴²⁾。「家族のため」と女性の義務感と責任感とでなんとか忍耐してきた女性と家族との精神的な紐帯は、先述の家族のように日本からの送金の無駄遣いなど女性の労苦に配慮がないままに、経済的な期待と要求だけをする家族の態度によって断裂する。親からの要求に対して、娘としての義務感や責任感、家族の期待に応じられなくなることは、これまでの社会的規範から逸脱する行為と映ることもあり、そのような場合、女性の自己尊厳は低下しがちとなる。さらに「女性たちの日本行きの動機の多くが、個人的な充足が目的ではなく家族の福利の充足を目的としている」ため、「人身売買に遭って家族の福利が充足できない状態で帰国したとき、家族の非受容的な態度によってさらに心身の健康被害は増幅する⁽⁴³⁾」。人身売買の被害は人身売買が発生した時に被害に遭った人の心身に及ぶだけでなく、それまでその人がもっていた家族や地域社会など人間関係や社会関係に大きな亀裂を生じさせるのである。

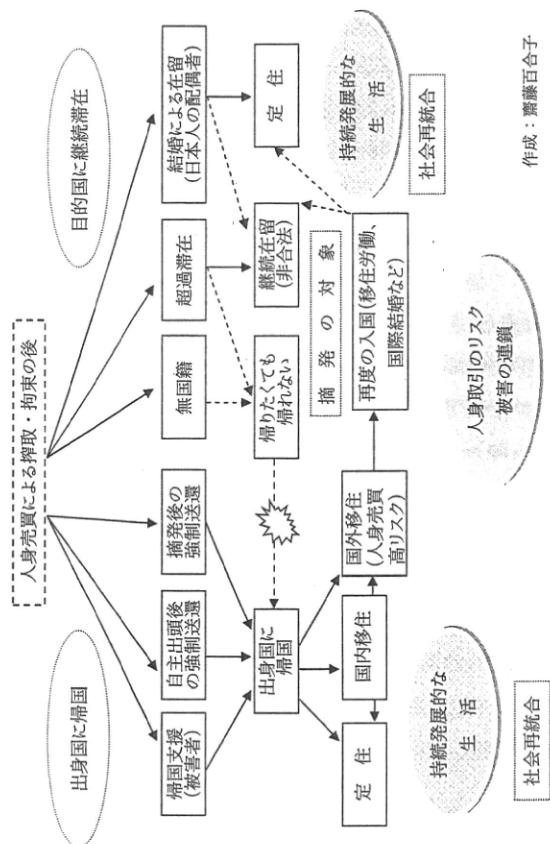


図1 人身売買による搾取、拘束の後の生活

また、日本から帰国した直後に経済的な力をもっている間は村人たちから賞賛や羨望の対象となり、日本での稼ぎのトリックルダウン効果を期待する村人たちに村での行事の寄付などを迫られるなどするが、女性の経済力がなくなったとたんに日本での「売春」というかつての就労内容に言及して「悪い女」とレッテルを貼り、「家族や村に貢献できないだめな女」との烙印を押される。この場合、家族が女性を受容していなければ、女性の自己尊厳や評価は著しく低下する傾向も生じる。

さらに、タイ人女性の日本での人身売買に起因した女性と家族に関する課題が新たに発生する。それは、女性が日本に滞在している間もしくは帰国してから日本で知り合ったパートナーとの間に生まれた子どもとの関係である。如田と青山は日本人男性との間に生まれた子どもの養育についての問題点を以下のように述べている。

夫あるいは子どもの父親が養育への義務を果たさないために、子どもを連れて帰国した女性がひとりで苦勞しなければならなくなり、結局子どもを祖父母などに預けて再び移住することもある。子どもが親の愛情の欠落を感じ、父親のいない劣等感、孤独感などから問題行動を引き起こす

場合もある。こういった場合には、次世代にわたる「低い自己評価の連鎖」が生み出されてしまうと言っても過言ではないだろう⁽⁴⁵⁾。

人身売買の被害に遭った女性たちが、その後の人生を再建するための社会再統合には、個人レベル、家族および地域社会レベル、そして国や国際レベルの三段階のレベルがある。しかし、個人が経験した人身売買という第一段階の搾取の辛苦は、第二段階の家族や地域社会とはなかなか共有されない。個人の負の経験は帰郷の地ではなかなか真実が語られないまま「日本行き」は家族や地域社会の「日本に行けば大金が稼げる」という思い込みが、帰郷した女性たちに精神的圧力をかける。経済的な利害に価値を置かれれば精神的な紐帯は弱まり、そして断絶してしまう。

(二) 日本に継続在留(移住労働継続)の人々と家族

先行調査報告によれば、警察や入国管理局らに摘発されて強制送還⁽³⁹⁾もしくは人身売買被害者として保護されて帰国する以外、ほぼ全員が日本に継続滞在していた。スナックやレストラン、またデリバリーヘルスなどでの人身売買(強制、搾取、拘束がある)の後、「借金」返済後に働いた職種は、元のスナック、別のスナック、接客のみの店、主婦、自分の店をもつ、街娼などの性関連産業のほか、工場やレストランなどであった。その多くは正規の在留資格をもたずに資格外就労をしていた。

正規の在留資格をもたない女性が日本に継続滞在するために、日本人男性との婚姻により特別在留許可を申請して在留資格変更することが多い。タイ人女性たちの「家族に対する義務感」が、家族へ仕送りするために継続滞在して働き、入管法に抵触する超過滞在という方法を選択することも少なくない。

また、帰国を希望する国の国籍がない人、無国籍の人は、帰国したくてもできずに否応なく超過滞在となる。さらに、たとえ日本人男性との婚姻を前提に手続きを進めて「日本人配偶者の妻」という在留資格を得ることができても、結婚後

の夫婦間のトラブル（DVなど）で、在留資格を更新できず、実質的に超過滞在となってしまう人もいる。

日本に継続在留する場合は、非正規であれ仕事が見つかれば経済的な利益を得られるかもしれないが、非正規な在留であればいつ摘発されるかわからない不安定な政治的状態に陥る。また非正規在留の状態は自らの権利を行使しにくい。病気の治療や労働の搾取に対して申し立てをするアクセスを限定されているため、健康や就労面で脆弱な状態となる。

そして注視しなければならないのは、在留資格がどうであろうとも滞在中に、結婚（婚姻）という形態をとらない親密な男女のカップルが発生しやすく、子どもという新しい家族が誕生することが往々にしてあるということだ。日本における子どもの課題を次に見る。

正規の在留資格をもたない外国籍カップルに子どもが生まれれば、その子どもはさらに脆弱な立場においやられる可能性が高い。タイ人（男女共）から出生した子どもは、日本の在留資格がなくても、出身国の大使館で親が所定の手続きをすればタイ国籍を取得できるが、そうした制度や情報へのアクセスできるかどうかによつて脆弱性は変化する。

また、日本人男性と婚姻するなど、正規の在留資格を有している場合であっても、タイ人女性の子どもの家族に関する社会再統合の課題は以下三点ある。

第一に、子の養育に必要な情報へのアクセスとそれを可能にできる語学能力もしくは社会の配慮があるか、という点である。生活を円滑に送っていくためにさまざまな情報やスキルが必要となる。保健衛生的な制度の支援（妊娠中の検診を理解できるか、親が働いている間の保育・養育をどうするか、乳幼児期に接種しなければならない予防接種をどうするか、病気に際にはどう対応するのか）、言語習得や就学に関する支援（日本語の習得、義務教育、いじめ等の対応、高校進学など）、教育に関する支援など、自力でこなしていくだけの知識や能力を身につけるか、周りに日本で生活していくための支援者（夫を含む）がいるかどうかによつて、子どもと親の社会生活の安定に違いが生じる。

第二に、日本での生活が安定するに従って、タイの家族や親族に預けてきた子どもを呼び寄せる家族の再統合における課題である。子どもが日本に移住する時の年齢にもよるが、15歳、16歳で日本に移住すると、日本での義務教育期間は終

了しており、日本語を習得する機会や能力を向上させる機会は著しく限定される。限られてしまう。親と子が離れて暮らす時間の長さとその間の紐帯の醸成の有無によつて、とくに思春期の子どもと親の断絶はさらに深まる可能性もある。

第三に家庭内暴力（DV）が発生しやすいという点である。日本人男性と結婚をし、正規の在留資格を得た女性であっても、元からの力の非対称性に起因して暴力が発生しやすい環境に転化しやすい。婦人相談所への聞き取りを行ったJN A T I Pの調査では、人身売買被害者の認知や保護に関して「DV被害者の中には、人身売買被害者ではないか、と思える外国人妻も多い」との指摘もある。

今後、女性に対する暴力の被害とその影響についての的確に把握し、被害回復支援をしていくためにもDVと人身売買の関連や人身売買後に日本に継続在留している女性の子どもの課題について、調査研究を深めていく必要があるだろう。

まとめ グローバリゼーションと人身売買、そして家族の変容

タイにおいてグローバリゼーション下での、国家開発計画の推進やベトナム戦争など周辺諸国の情勢から性産業が発達し、その需要に対応する中間業者らによる移住労働や国内、そして国外への人身売買が発達した。とくに「家族に対する義務感」が強い北部の農村出身の女性は、発達した性産業や人身売買に巻き込まれた。しかし、人身売買の拘束下でもなお抱き続けた故郷の家族に対する紐帯は、出身地に帰郷した時に経済的利益を待ち望む家族と葛藤を経験したり、継続滞在して国際結婚や異文化への不適合、家族の再統合やDVで、一時的に強くなることもあるが弱まったり、断絶したりしていた。

帰国先の家族や帰国後の安全が確保され（政治的要因）、親戚や地域が帰国者を受容し（社会的要因）、生計を立てることのできる職業をもつ（経済的要因）ことができれば、持続的にその地で定住することができるだろう。また結婚や何らかの事情で、出身地で生活することができずに、ほかの地で生活するとしても、安全（政治的要因）、社会からの受容（社会

的要因)、仕事(経済的要因)という条件が整い、心身の健康を維持していくことができれば、持続発展的にその地に居住することができると考えられる。帰国後の女性と家族の定住を可能とする社会再統合の要件は、安全、受容、仕事、健康といえるだろう。

人身売買を経験した女性たちをめぐる家族の課題は、グローバル化および二〇〇八年のリーマンショックに端を発した経済危機以来の世界的な経済減速の影響で、新たに多様化する様相を見せている。新たな人身売買被害の増加の懸念の他、日本人男性とタイ人女性カップルにおける失業と生活困難の事態、タイから呼び寄せた子どもたちの社会不適応など、人身売買後の家族課題が見え隠れしている。

人身売買被害者とその家族の社会再統合は、決して被害者の出身国だけで完結する課題ではなく、「人身売買された人々の権利とニーズへの留意なくして人身売買のサイクルは断ち切れない」とUNHCHRの指針で掲げられているように元「被害者」が居住する地域における課題でもある。人身売買を経験した女性の主体性と家族との紐帯に関する研究は、さらなる深化が求められている⁽⁴⁶⁾。

参考文献

- 青山 薫 『セックスワーカーとは誰か 移住・性労働・人身取引の構造と経緯』大月書店、二〇〇七年
- 青山 薫、如田真理 『タイ王国チェンライ県7郡における帰国女性一次調査』『アジア太平洋地域の人身取引問題と日本の国際貢献—女性のエンパワーメントの観点から』(課題番号1730155)平成一七年度~平成一八年度科学研究費補助金(基盤研究(B)研究成果報告書)独立行政法人 国立女性教育会館理事長、二〇〇七年
- 伊藤るり・足立真理子 編著 『国際移動と〈連鎖するジェンダー〉再生産領域のグローバル化』作品社、二〇〇八年
- 稲葉奈々子 『女性移住者と移住システム—移住の商品化と人身売買』(ジェンダー研究のフロンティア2『国際移動と〈連鎖するジェンダー〉再生産領域のグローバル化』)伊藤るり/足立真理子編著 作品社、二〇〇八年
- 大谷美紀子 『国際組織犯罪としての人身売買の取締り』『アジア・太平洋人権レビュー2006 人身売買の撤廃と被害者支援に向けた取組み』(財)アジア・太平洋人権情報センター『ヒューライツ大阪』編、現代人文社、二〇〇六年
- 岡村美保子、小笠原美喜 『日本における人身取引対策の現状と課題』『ISSUE BRIEF』No. 四五、国立国会図書館、一九九五年
- 京都YWCA・APT編 『人身売買と受入大国ニッポン その実態と法的課題』明石書店、二〇〇一年
- クマラスワミ、ラディカ 『国連人権委員会特別報告書 女性に対する暴力』明石書店、二〇〇〇年
- 国際女性の地位協会編 『女性関連法データベース』有斐閣、一九九八年
- 藤藤百合子 『人身売買被害者とは誰か—日本政府の「人身取引」対策における被害者認知に関する課題』(『アジア太平洋レビュー』第三号)大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター、二〇〇六年
- 『タイ人女性の人身売買における構造的暴力克服としてのエンパワーメント—日本から帰還した被害当事者の社会再統合の事例』日本福祉大学大学院国際社会開発研究科修士論文、二〇〇四年
- 櫻井義秀 『東北タイの開発と文化再編』北海道大学図書刊行会、二〇〇五年
- 佐々木綾子 『人身売買被害者保護支援の課題—JNATIP調査2007より』二〇〇七年一月二四日 全国シェルターネット国際会議 分科会での発表資料
- 女性の権力マラード編著 『タイからのたより スナック「ママ」殺害事件のその後』現代書館、一九九七年
- 人身売買禁止ネットワーク(JNATIP)・お茶の水女子大学21世紀COEプログラム『ジェンダー研究のフロンティア(FIGENS)』『日本における人身売買の被害に関する調査研究報告書』二〇〇五年
- 人身売買禁止ネットワーク(JNATIP) 『人身売買被害者支援の連携の構築—地域、国境を越えた支援に向けて 調査および活動報告書』二〇〇七年
- トゥルン・タン・ダム 『売春—性労働の社会構造と国際経済学』明石書店、一九九三年
- ボンバイチャット、バスク 『マッサージ・ガール タイの経済開発と社会変化』田中紀子訳、同文館、一九八〇年
- 松井やより 『タイ買春レポート 少女にむらがる男たち』婦人民主新聞、一九八九年四月七日号

正百合子 「人身売買対策における人権の主流化―欧州議会の新条約を中心とする一考察」『大阪学院大学紀要第2号』大阪学院大学、二〇〇六年

〈英語〉

- Global Alliance Against Traffic in Women, *Collateral Damage - The impact of Anti-trafficking Measures on Human Rights around the world*, 2007, Bangkok, Thailand
- Human Rights Watch, *OWED JUSTICE Thai women trafficked into debt bondage in Japan*, 2000, New York, USA
- Ongsakul, Sarasawadee *History of Lan Na* Silkworm Books, 2003, Chiangmai, Thailand
- Pongpaichit, Pasuk / SPiriyarangsang, Sungsidh / Treerat, *Nuannoi GUNS GIRLS GAMBLING GANJA Thailand's illegal Economy and Public Policy*, Silkworm Books, 1998 Chiangmai, Thailand
- Potter, Jack M *Thai Peasant Social Structure*, The University of Chicago Press, 1976, Chicago, USA
- Potter, Sulamith Heins, *Family life in a Northern Thai Village A study in the Structural Significance of women*, University of California Press, 1997, California, USA
- Therese Caouette / Yuriko Saito *TO JAPAN AND BACK Thai women recount their experiences*, International Organization for Migration, 1999, Geneva
- United Nation Inter-Agency Project on Human Trafficking (UNAIP), *Human Trafficking in Thailand Data Collation and integration of Selected Human Trafficking Information*, UNAIP, 2006, Bangkok, Thailand
- United Nation Office of Drug and Crim (UNODC) *Trafficking in Persons report Global patterns*, UNODC, 2006, Geneva, Switzerland
- Wyatt, David K. *THAILAND a short history*, Suriwong Book Center, 1982, Chiangmai, Thailand

〈タイ語〉

- Mulaniti Phuying *Kaan kha Ying Witii song khon Thai* (人身売買 タイ人の移送方法) 2007, Bangkok, Thailand
- Sahatya Wiset, *Phuying Phayao* (ベヤヤの女性) Khrongkan phayao pua pattana, 2003, Phayao, Thailand
- Suanpatana, Niwat, *Chumchon Khaprawenee* (買犯春のコミコミちゃん), Suun Satree Suksaa, Khana Sangkhomsaat, Chiangmai University, 1998, Chiangmai, Thailand
- Wongsphap, Sirimaan *Naang Gaam Tuu Krajok* (飾り窓の女性たち) Kred Thai, 1983, Bangkok, Thailand

注

- (1) 人身売買は、「人身取引」と表現されることもある。「人身取引」は、国際社会で使用されている英語の *Trafficking in Persons* の直訳であり、日本政府は、人身売買の定義を定めた人身売買禁止議定書（日本政府は「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止及び処罰するための議定書」を略して「人身取引議定書」としている）が採択された二〇〇〇年より「人身取引」を使用している。本稿は日本語として確立しており、人身売買の歴史的認識を踏まえる必要から、人身取引ではなく人身売買を使用する。
- (2) 稲葉は、「人身売買」という視点は、移住する当事者よりは、人間を売り買いする犯罪組織に注目した問題の立て方である、と捉えている。稲葉 二〇〇八 四八ページ
- (3) Sassen 一九九六、八三―八五ページ
- (4) 伊藤るり・足立眞理子 二〇〇八
- (5) I N A T I P と F - G E N S (二〇〇五) の共同調査研究では、一九八〇年代から人身売買被害者保護・支援に関わった「女性の家 H E L P」と一九九〇年代初頭から関わった「サラー」の協力により、統計を得、それぞれの施設での人身売買被害者保護状況を分析している。
- (6) 訳は、「人身売買と受入大国ニッポン その実態と法的課題」（明石書店、二〇〇一）の資料（一七二―一八七ページ）を採用している。外務省は「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（とくに女性及び児童）の取引

- を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」と訳している。
- (7) 人身売買禁止議定書第三条(b)では、第三条(a)に規定された搾取を目的とした暴力や強制、詐欺、欺罔、権力の乱用などの手段で人を募集し、運搬し、移送し、蔵匿、收受することが行われるならば、「人身売買の被害者が(a)に規定する搾取についての同意をしているか否かを問わない」と記述されている。すなわち、日本での就労がセックスワークであることを知っているながらも、その過程で搾取の手段が用いられるならば、セックスワークを知っていた人物は人身売買被害者となるのである。しかし、現実的には、これまで不法就労、超過滞在、売春など、出入国管理法や売春防止法の違反者として強制送還の措置をとり続けざるを得なかった警察当局にとって、「犯罪者」から「保護が必要な被害者」への発想の転換が難しいことは十分予想される。
- (8) 元、二〇〇六 二ページ
- (9) 3Pとは、Prosecute 摘発、Protect 保護、Prevention 予防を指す。
- (10) 二〇〇〇年に採択された人身売買禁止議定書は、本体条約の「国際組織犯罪防止条約」と併せて国際刑事法条約としての規定を有しているが、単なる犯罪取り締まりにとどまらず、被害者の人権保障の機能を果たすことが期待されてきた。しかし、近年になってその人権保障の機能は十分に果たされてきたのか、国際機関や政府機関そして民間団体であつても人身売買対策によつて「被害者」に副次的な被害を及ぼしたり、「被害者」と認定されない人々の権利を規制、権利侵害するなど悪影響を及ぼしてきたのではないかと、人身売買禁止議定書に代表される人身売買対策の見直しが検討されるようになってきた。とくに、国際NGOであるGlobal Alliance Against Traffic in Womenはその報告書『Collateral Damage (副次的な被害)』で、世界で行われている人身売買対策における当事者の主体を軽視しがちな傾向があることを、自己批判を含めて指摘している。
- (11) International Labour Office, “2 A Minimum Estimate of Forced Labour in the World,” A Global Alliance Against Forced Labour (Geneva: ILO, 2005) 一四ページ
- (12) “Trafficking in Persons report-Global patterns” 一七ページ 国連薬物犯罪事務所 (UNODC) 二〇〇六
- (13) 「平成二〇年度中における人身取引事犯について」平成二二年二月九日生活環境課発表資料による。 <http://www.npa>

go.jp/safetylife/seikan42/h20_zinsHin.pdf 二〇一〇年一月一六日アクセス

- (14) 人身売買被害者の保護や支援を民間団体が担うという構図は日本だけに限らないが、一九九四年の国連女子差別撤廃委員会の最終見解は、「アジア諸国出身外国人女性の人権の確保」や「女性の不正取引」の存在と不十分な被害者保護を懸念し、女性の人権の確保の必要性和政府の効果的な施策の遅れを指摘した。
- (15) 国連人権委員会特別報告者のクマラスワミは、一九九七年提出の共同体内暴力報告書において「今日でも、女性売買の定義に関して国際社会にはコンセンサスが存在しない。実際、売買は、売春という言葉の伝統的な概念のために、国際的な女性運動や諸国家の間で極端に意見が分かれる問題である。歴史的には、人身売買は「売春目的の女性売買」と定義され、一般には国境を越えるものをさし、家事労働、結婚や搾取工場労働のための売買といった新しい形態は含まれていなかった」と述べている。
- (16) 岡村、小笠原 一九九五 およびクマラスワミ 二〇〇〇 一〇四ページ
- (17) JNATIP/F-GENS 二〇〇五:七二ページ、八〇ページ
- (18) 三三、七九ページ
- (19) 齋藤、二〇〇六 一九ページ。茨城県での下館事件(一九九一年)、東京都の新小岩事件(一九九二年)、千葉県の新小岩事件(一九九二年)、三重県の桑名事件(一九九四年)、市川事件(一九九四年)などが発生した。
- (20) UNAIP “Human Trafficking in Thailand Data Collation and integration of Selected Human Trafficking Information” (UNAIP, Bangkok, 2006) pp20-21
- (21) カマラード一九九八、IOM 一九九九、ヒューマンライツウォッチ二〇〇〇、齋藤二〇〇四
- (22) Therese Caouette / Yuriko Saito 一九九九
- (23) 一九九七年チェンライ県で筆者がインタビュー、Caouette & Saito 1999 一九ページ
- (24) 一九九七年チェンライ県で筆者がインタビュー、Caouette & Saito 1999 三〇ページ
- (25) Caouette & Saito 一九九九 三〇ページ
- (26) ボンバイナット 一九八〇 一三九ページ

(27) タイの歴史学者オンサクンが執筆した「ランナータイ」によれば、「百万の田」との意味をもつ「ランナータイ」国は、一三世紀までに山間の盆地や小さな平野部に興っていた数々の土侯国（ムアン）を統合し、現在チエンマイ南のラムプーンに興っていた先住モン族のハリブンチャイ王国をも吸収してメンラーイ王が一三世紀に建国し、二〇世紀まで存続していた。ランナータイ国は王都チエンマイを中心に南方のシャム（スコタイ朝からアユタヤ朝、そして初期のバンコク王朝）とのチャオプラヤー川の一支流ピン川を通じた水路交易やビルマのセントロン（現在のミャンマーのシャン州）やシブソンバンナーのシンホン（景洪、現在の中国雲南省）との陸路交易の中心に栄えていたが、同時に戦いの連続でもあった。建国当初一三世紀の北部モンゴルからの侵攻と戦い、一四世紀から一五世紀はクメール国を吸収する勢いで勃興しつつあったアユタヤや東のランサーン国、西のビルマからの侵攻・吸収の勢いと戦った。しかし一六世紀から一八世紀の間（一五五八年～一七七四年）、西方のビルマの属国とされたときは、ビルマとして南のアユタヤ侵攻を担った。ビルマ占領期にランナータイの国力は弱められたが、ビルマがイギリスの植民地となり国力が衰退した一八世紀に当時のシャム（トンブリ王朝を建てたタクシン王）の支援によってランナータイ王朝が復活し、二〇世紀はじめ（一九〇〇年）にバンコク王朝に併合された。その後、ランナータイ国があった北部タイは、一地方都市として現在まで続くバンコク王朝の地方統治の一環に組み込まれていった。

(28) Sahatya 二〇〇三

(29) タイにおける売春問題の社会構造と歴史的かつ政治的な背景を分析して「売春・性労働の社会構造と国際経済学」を執筆したトゥルンは、ランナータイ社会における女性の立場や役割の特徴を以下のように述べている。法的にはランナータイ国建国の父と呼ばれるメンラーイ王によって編纂された法典『メンラーイ・サート』に依拠し、支配者である王の権威は仏教思想と結びつくことによって正当化され社会的ヒエラルキーが存在していたこと、女性の権利は限定的ではあるが財産所有や子どもの後見などにおいて認められていたが、男性がもつ個人的権利より少なかったこと、女性の地位は仏教そのものがもつ女性への偏見により女性が公的な活動に参加することを阻んでいたことなど女性の地位の低さを論証している。一方、『Phuying Phayao（パヤオの女性）』を記したサハッタヤーは、ランナータイ時代は国王が絶対的権力をもつこと、平民と奴隷の身分制だったことを指摘し、パヤオの女性の政治的な地位は男性に比べて低い、社会的、経済的、

文化的には大きな役割を果たしていたと主張している。

(30) Potter, Sulamith Heins "Family life in a Northern Thai Village: A study in the Structural Significance of women" University of California Press 一九七七年 一～二〇ページ。しかし、当時のポッターの調査分析研究手法は一族とその家族から派生する親族からの詳細な参与観察によるエスノグラフィ的な手法だったため、社会構築主義に偏りすぎているとの批判を受けた。

(31) 櫻井 二〇〇五

(32) Suanpatana 一九九八 五～七ページ

(33) Wongsphap, 一九八三、一～二ページ。Wongsphap は、日本企業のタイ進出にともなうマッサージパーラーなど新たな性風俗産業も同時に輸入されたと著書で指摘している。

(34) Melaniti phuying 一九九七 六九～七三ページ

(35) タイ買春レポートを投稿（婦人民主新聞一九八九年四月七日号）した松井は、一九八四年にタイの観光地ブーケットで五人の少女売春婦が焼死した事件取材の五年後にタイを訪れ一九八〇年代は「タイの経済発展はめざましく、売春は下火になっているだろうと想像して行つたのだが、その逆で、少女売春は目をおおむねの爆発的拡大ぶりであった」と書いている。

(36) INATIP/F-GENS 二〇〇五 四六ページ。一八名の性別は一七名が女性で、一名は男性から女性に女性器を挿入する性転換をしていた。「彼女」も女性と同じように性的搾取されていたため、「女性」

(37) INATIP/F-GENS 二〇〇五 四六ページ

(38) INATIP/F-GENS 二〇〇五 四七～五一ページ

(39) 日本では二〇〇四年の人身取引対策行動計画によって入管法が改正（二〇〇五年）される以前は、人身売買の被害者であつても入管法違反者として強制送還されていた。二〇〇五年入管法改正以降は、人身売買（人身取引）被害者として認知されれば公的シェルターに帰国まで一時滞在し、国際機関である国際移住機関（IOM）の帰国支援によって帰国に関する情報提供、培養補助、航空券購入などの支援を受けられる。

(40) Caouette & Saito 一九九九 五八〇五九ページ、如田・青山 六四〇六五ページ

(41) 日本に移住労働する過程で人身売買の被害に遭い、帰国した女性たち自らが抱える経済的、精神的、また子どもの養育などさまざまな問題解決に取り組みエンパワーメントしようとする当事者組織が二〇〇一年にタイのチェンライ県に設立されている。日本名「タイ日移住女性ネットワーク」、英語名「Self Empowerment Program of Migrant Women (SEPOM)」では、二〇〇二年から二〇〇六年の五年間に、チェンライ県内一八郡のうち七郡に居住する日本から帰国した女性を対象に述べ五〇〇人の実態調査を実施している。如田と青山は、調査を行った七郡のうち三郡の一七一人の日本からの帰国女性を、日本へ初めて渡航した年別に、Aグループは一九七五年から渡航者が激増した一九九〇年前半の一九九三年までに日本に初めて渡航した女性たち一四四名と、Bグループは一九九四年以降に渡航した女性たち二七人として分け、分析を行った。如田・青山は次の二二項目の理由を記した。①逮捕、②タイにいる子どもが心配、③家族(母・父・子ども)の病気、死亡、④日本人男性と結婚手続きをするため、⑤妊娠、⑥十分稼いだ、⑦自身の病気、⑧日本人の夫、夫の家族とうまくいかない、夫の死、⑨日本の生活や仕事を受け入れられない、⑩日本人夫と共にタイで暮らすため、⑪失業(工場労働)、⑫その他(転売されそうになり逃げて帰国、タイにいる夫に脅された、日本は物価が高くて生活できない) 六七〇六八ページ

(42) Caouette & Saito 一九九九 七一〇七二ページ、カマラート 一九九八 五九ページ

(43) INATIP/F-GENS 二〇〇五 一一六ページ

(44) INATIP/F-GENS 二〇〇五 一一六ページ

(45) 如田・青山 二〇〇八 五八ページ

(46) Global Alliance Against Traffic in Women 二〇〇七

(東京女子大学 開発学・ジェンダー・タイ研究)

〔書評〕

藤見純子・西野理子 Ⅱ編

『現代日本人の家族』

— NFRJからみたその姿 —

(有斐閣、二〇〇九年)

菊池 真 司

一 はじめに

本書は、日本家族社会学会が一九九八年から実施した全国家族調査データに基づき、現代日本人の家族の姿を、執筆者達のそれぞれの視点から浮き彫りにしたものである。また、本書は、報告書や専門雑誌上の研究論文ではなく、仮説検証・計量分析型の論述は極力避け、平明な記述を心がけており、研究者以外の広く一般の人々にも理解してもらい、現代日本の家族を多面的に知ってもらうことを目的に刊行されている。

この全国家族調査(通称NFRJ: National Family Research of Japan)は、日本家族社会学会の会員を中心として組織されている。また、本調査は、①現代日本家族の社会文化的、ならびに人口学的趨勢に関する質が高く、かつ信頼できるデータを収集すること、②構築したデータの共同利用を実現し、デ

ータ構築を継続すること、③家族研究に関する一層の進展を促進することを目的に、全国確率標本による調査を実施している(正岡、一九九九年)。なお、一九九八年には第1回調査(一九二一〜一九七〇年生まれの男女、二〇〇一年には特別調査(一九二〇〜一九六九年生まれの女性)、二〇〇三年には第2回調査(一九二六〜一九七五年生まれの男女)が実施され、現在は第3回調査に向けた準備の最終段階にある。これらの詳細については、Appendixとして、全国家族調査(NFRJ調査)の概要が整理されている。

さらに、各調査の結果は、文部科学省・日本学術振興会への報告書、学会会員有志が執筆した第二次報告書、NFRJ98を専門的な研究論文集『現代家族の構造と変容』(渡辺秀樹ほか編、二〇〇四年、東京大学出版)として刊行、一般公開されたNFRJデータを利用した研究論文も多数執筆・公表されている。

二 本書の構成

本書の主な論点を示すと、第1章「家族ってなんだろう?」では、現代日本人がとらえる主観的な家族を浮き彫りにしている。まず1-1では、現代日本人がどのような親族を家族とみなしているかについての分析を試み、「自分の家族の一員」だと認知されやすいのは、より近い親等で、親等が同じであれば

外国籍女性とその子どもたちの社会包摂 —福岡県のフィリピン人およびタイ人女性の多文化共生—

さいとう ゆりこ
齋藤 百合子*

パタヤ・ルアンケーオ**

はじめに

日本に在留する外国人数（外国人登録者数）は、2009年末現在218万6121人¹⁾で2006年に200万人を超えて以来増加傾向にあり（法務省 2010）、2004年以来、人口減少化傾向にある日本の人口動態の統計とは対象的である（厚生労働省 2010a）。戦後、積極的に外国人労働者を受け入れて労働力不足を補ってきた経験があるドイツの8.8%（2008年）やアメリカ合衆国12.3%（2008年）、イギリス6.3%（2007年）（厚生労働省 2010b: 3）など欧米先進諸国に比べると、日本総人口に占める在留外国人の割合は2%未満だが、地方自治体によっては在留外国人の割合2%を大きく超えて、在留外国人数が5%、ときには10%を超えた外国人が居住する集住地域も出現している。また近年国際結婚カップルが増加しており、集住地域だけでなく全国津々浦々に日本人と結婚したさまざまな国籍の国際結婚カップルや外国に生まれてもつ子どもたちの存在が散見されるようになり、雇用や福祉や医療保健、生活や教育など生活全般にわたって、外国籍の住民たちと共生のための取り組みが喫緊の課題となっている。

1. 問題定義

(1) 多文化共生の概念

日本在住外国人の定住化が増加してきた背景に対応して、2006年に総務省は多文化共生を「国籍や民族などの異なる人びとが、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義（総務省 2006）し、地域社会において居住する外国人の居住、教育、労働環境、医療・保健・福祉、防災など生活サポートを含む多文化共生推進プランの策定を各都道府県および政令指定都市に促した。これまでに出入国管理および外国人登録といった管理中心だった日本の外国人政策に、在住外国人の生活支援および共生を推進する政策が加わったことには意義がある。また、外国籍住民や外国につながるりをもつ人びとが、地域社会で生活し、子どもも大人も含めてその能力の開花を促す目的も併せ持つとすれば、日本型社会統合もしくは社会的包摂策であると思ふことも可能であろう。しかし、この多文化共生の定義からは、増加する在住外国人と共に活力ある日本社会を創成していくという積極的な意志を読み取ることが難しい。移民研究者の樋口（2010: 5）は、多文化共生という概念や含意が十分に検討されていないこと、十分に検討されない多

*（財）アジア女性交流・研究フォーラム2010年度客員研究員、明治学院大学国際学部准教授

**（財）アジア女性交流・研究フォーラム2010年度客員研究員共同研究者、研究者

文化共生概念は歴史的経緯を隠蔽する機能を果たすこと、また「共生」を政治化されない限りで使用し、政治的な対立を避けていると指摘する。また、アンジェロ・イシは、外国人を受け入れる地域社会の意識啓発活動の多くが3つのF (Food=食、Fashion=ファッション、Festival=フェスティバルや祭) に象徴される一過性の国際交流イベントとなる傾向を指摘している⁽²⁾。

日本における多文化共生という概念と施策は、互いの文化的ちがいを認め合えるのか。また、本当に認め合おうとしているのだろうか。日本の近現代の歴史には、異なる文化習慣を差別的に排除し、「日本人」としての同化を迫る力学が横たわっている。明治時代にアイヌ民族固有の文化習俗、生業を厳しく禁止して同化を迫る北海道旧土人保護法でアイヌ民族を抑圧してきた(花崎 1996: 95-103)。また、戦時中日本の植民地化した国や地域の人びとにも日本語教育を始め、異なる文化習俗を排して同化を迫った。また、「日本に残留する旧植民地出身者とその子孫の人びとを『見えない存在』として覆い隠し、日本に同化させる」と同時に抑圧する作用を果たした⁽³⁾ (渡戸 2010: 16) と、共生より同化傾向、同化しないものに対する排除の傾向が強い。同質でないことが差別や侮蔑の対象となる昨今の日本社会では、異質なものを排除する傾向に何らかの植止めをかけない限り、多文化共生が形骸化することを危惧する。

国としての外国籍住民を受け入れるための移民政策や、差別や排除を除去する政策的な対応がないままに地域社会に丸投げされた形の多文化共生概念ではあるが、特に外国籍住民が集住する地域では外国籍住民に対する支援の取り組みが民間団体を中心に行政を巻き込みながら進められているのも現実である。中央政府(総務省)から各

県および各政令都市に対して多文化共生プランの策定が推奨されていることも、地域における多文化共生事業が進められる要因であるかもしれない。

(2) 社会的排除と社会的包摂

EU (欧州連合) では、限定した外国人政策だけでなく、加盟国内に在留する外国人を含めた、失業者、障がい者など貧困や雇用など社会的に脆弱な人びとの社会的排除 (social exclusion) とそれを克服のための社会的包摂 (social inclusion) が1990年代以降、社会政策の重要な課題となっている。EUの定義⁽³⁾によれば、社会的排除とは「貧困や基礎的能力、また生涯を通して学ぶ機会が欠如し社会の周縁に追いやりられたり、差別を受けているある特定の人びとが、その結果として就業、収入、教育や研修の機会および社会およびコミュニティのつながりや活動の参加が制限されていたり、意思決定機関に対してアクセスできずに力がない状態であると自らが感じたり、日常生活に困難をきたすプロセス」としている。一方、社会的包摂とは「貧困や社会的排除の危機にある人びとの経済的、社会的生活および文化的生活において参加を促すための機会と必要な資源を拡充し、基本的な生活と福利を享受し、居住する社会への参加を果たすようにするプロセスであり、また社会的包摂は自らの生活や基本的な権利のための意思決定に参加することを含む」としている。

日本社会において社会的に排除される危機にある人びととは、厚生労働省社会・援護局の「社会的な援護を要する人びとに対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書」(2000)によれば、その深刻度が高い順に路上で生活する人、ホームレス、外国人・残留孤児、カード破産者、アルコール

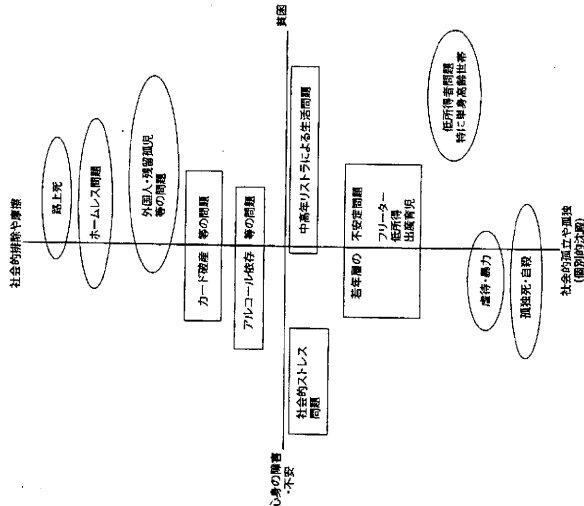
依存者、若年層の雇用・生活困難者、被虐待・被暴力者などである。また現代日本の社会的排除の計測を試みるなど社会的排除に造詣が深い阿部 (2008: 146) は、ライフイベントにおいて、解雇、離婚、病気などの不利なイベントが複数の次元で欠如が互いに助長する「重複排除」の状態にあることが多くとも指摘している。さらに近年の経済危機以来、社会的排除の危機にさらされる非正規雇用者の失業 (外国人非正規雇用者は日本人非正規雇用者より先に解雇される傾向にある)、ワーキングプアや子どもの貧困、不就学など社会的排除が顕在化

してきており、社会福祉的な対応ではなく社会政策としての包摂的な対応が求められている (日本学術会議 2009: 5-6; 湯澤ら 2009: 13; 齋藤 2010: xx)。

(3) 本稿の目的

本稿では、多文化共生を社会的包摂政策の一部であることとらえ、移住女性、特にフィリピン人とタイ人の女性とその子どもが社会的排除リスクのプロセスにはまきこまなための方策を探っていく。外国籍の母親とその子どもに関する課題を多文化共生だけでなく社会包摂の課題として捉えるの

図1 現代社会の社会福祉の問題



(出典) 厚生労働省審議会議事録 (2008年)。

(注) (1) 横軸は貧困と、心身の障害、不安に基づく問題を示すが、縦軸はこれを現代社会との関連で見たり問題性を示したものである。
(2) 各問題は、相互に関連しあっている。
(3) 社会的排除や孤立の強いものは制度からも漏れやすく、福祉的支援が緊急に必要。

は、外国籍の母親とその子どもたちが、社会参加が制限される、本来持っている能力を伸ばす機会が欠如するなど社会的排除のプロセスにあるのではないかと、それを克服するための可能性は何か、との問いが本稿の根底にあるからである。

本稿はその調査分析対象地を福岡県とし、多国籍の外国人の中でも、フィリピン人とタイ人の女性と彼女たちの子どもたちを対象とする。

福岡県に注目する理由は、第1に福岡県は都道府県別外国人登録者では13位であるが、上位12位までの県が大都市を抱える東京都、愛知県、大阪府、神奈川県のほか、福岡県と広島県を除けば関東から関西までの太平洋ベルト地帯地域および岐阜県、長野県など中部地域での在住が多い中で、前述した県以外ではほとんど在留外国人が多い県であること、第2に福岡県が中国や韓国、台湾など東アジアおよび東南アジアの玄関口であり、在外公館をはじめる国際的なビジネスや研究が展開されているという国際的な立地条件にあること、第3に、北九州市と福岡市という政令都市2市を有し、九州および中国地方の中で中心的、モデル的な都市を併せ持つという特徴があるからだ。こうした特徴は、今後ますますビジネスや学術交流、国際結婚など人の移動と滞在の長期化や定住が活性化される可能性があり、これからの世代を担う多文化の背景をもった家族や子どもたちが育つ地域だと推測されるからである。

次にフィリピン人とタイ人の女性に注目した理由は3点ある。

第1に、2009年の日本における国籍別および男女別の外国人登録者数によると、フィリピンとタイ国籍者総数に占める女性の割合が共に7割を越えており、この2国からの日本在住者のジェンダーバランスが著

しく偏っているという特徴があり、「移住の女性化」の課題に焦点をあてることが可能ではないかと考えたからである。フィリピン人とタイ人の男女別人口割合のこうした傾向は、5年前の2005年に実施された国勢調査結果でも顕著に表れていた。

第2に、外国人、女性、そしてその子どもたち—その中でも、特に途中で母親の母国から日本に呼び寄せられた子どもたちや、親の都合で日本と母親の母国を行ったり来たりする子どもたち—が、コミュニケーションを含む、生活や雇用面で社会的排除のリスクにある可能性が先行研究や事例から推測されたからである。特にフィリピン人女性とタイ人女性はメディアによって形成されてきた肯定的、受容的ではないイメージによって、マイナスイメージが形成されてきた。東南アジアの女性、特にフィリピン人とタイ人に対する日本人のイメージがメディアでどのように形成されてきたかを新聞紙面から分析した長谷部 (2004: 16) は、フィリピンとタイの女性の入国および在留が増加し始めた1986年から2003年5月までの16年5カ月間の読売新聞の記事から、フィリピン人女性やタイ人女性が性的なイメージをもって報道されており、「性的欲望の対象者としてアクセスが可能であるかのような解釈にさらされる可能性」を指摘している。こうした負のイメージをフィリピン人女性やタイ人女性に向けられるとき、負の連鎖は次世代にも続く。2010年10月に群馬県桐生市で起きた小学6年生女児の自殺事件は、女児の母親がフィリピン人だったこともいじめの要因と報じられており、フィリピン人女性に対する負のイメージが次世代に連鎖している証左と考えられる。

第3に、筆者と共同研究者のルアンケオはこれまで日本およびドイツに在住する

タイ人移住女性および子どもに関する先行調査研究によって、タイ人を中心に移住女性の人權から見た移住先での課題、そして母国に残してきた子どもを移住先と呼び寄せを含む出身国親族・家族との社会関係 (Ruankaew 2009)、国際結婚や離婚後のひと

表1 2009年国籍別在留外国人人数

		総数	男性	女性
1	中国	680,518	285,548	394,970
2	韓国・朝鮮	578,495	264,296	314,199
3	ブラジル	267,456	145,292	122,164
4	フィリピン	211,716	47,204	164,512
5	ペルー	57,464	30,336	27,128
6	米国	52,149	34,415	17,734
7	タイ	42,686	11,192	31,494
8	ベトナム	41,000	22,439	18,561
9	インドネシア	25,546	16,987	8,559
10	インド	22,858	15,952	6,906

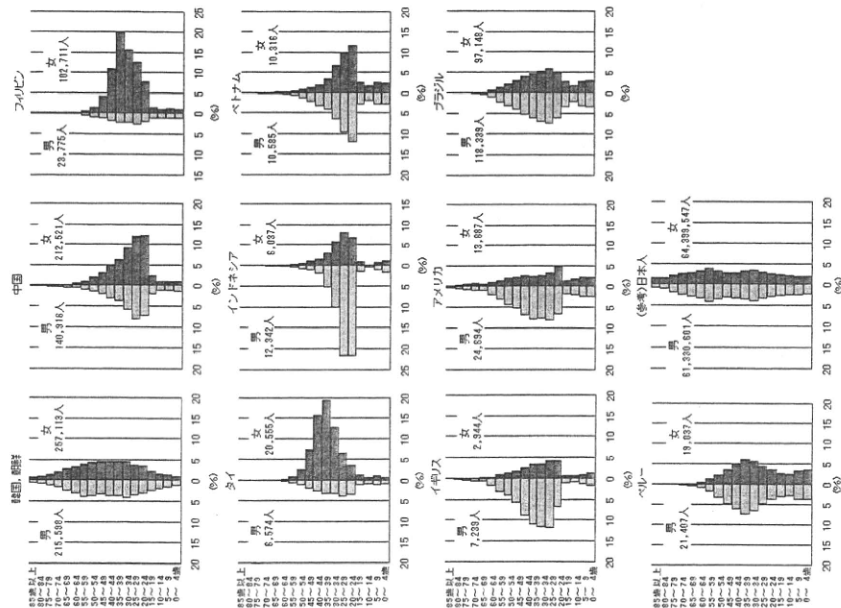
(出典) 法務省入国管理局登録外国人統計2009年。

表2 2009年国籍別在留外国人人数 (女性数上位10カ国)

		総数	男性	女性	女性比
1	中国	680,518	285,548	394,970	58.0%
2	韓国・朝鮮	578,495	264,296	314,199	54.3%
3	フィリピン	211,716	47,204	164,512	77.7%
4	ブラジル	267,456	145,292	122,164	45.7%
5	タイ	42,686	11,192	31,494	73.8%
6	ペルー	57,464	30,336	27,128	47.2%
7	ベトナム	41,000	22,439	18,561	45.2%
8	米国	52,149	34,415	17,734	34.0%
9	インドネシア	25,546	16,987	8,559	33.5%
10	インド	22,858	15,952	6,906	30.2%

(出典) 法務省入国管理局登録外国人統計2009年に、女性比を齋藤が加筆。

図2 国籍別人口ピラミッド-全国 (2006年)



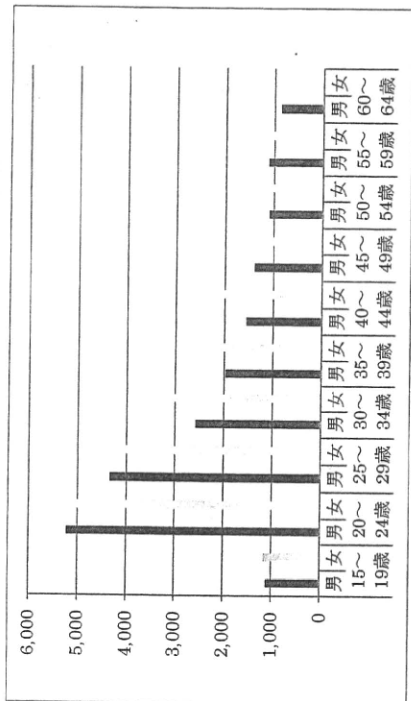
(出典) 平成17年国勢調査

2. 福岡県における外国籍の人びと—オールドカマーとニューカマー、そして国際結婚の増加

福岡県に外国人登録をして在住している外国籍の人びと⁽⁴⁾は、5万2172人で、2010年3月31日時点の福岡県人口503万8574人の1%である。外国籍の人びとの年齢は、20代から30代までがもっとも多くなっている

(法務省 2010)。30代までの男女比はさほど差は見られないが、40代から50代では明らかに女性の数が男性よりも多い。ニューカマーと呼ばれた外国籍の人びとの在留、在住は1980年代より増加してきた。その頃、20代、30代だった女性たちが結婚や日本国籍の子どもの養育などで継続在留していれば40代、50代になっていると推測される。また、福岡県在住の外国人にはいくつか

図3 福岡県の在留外国人の男女別、年齢別人数



(出典) 法務省登録外国人統計 (2009)。

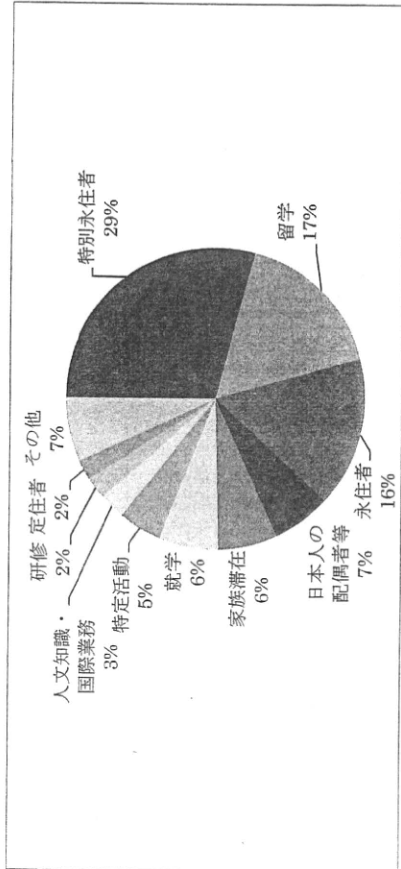
の特徴がある。第1に外国籍住民として韓国・朝鮮籍の人びと—そのうちの多くが戦前、戦中、戦後の時期から住んでいた、いわゆるオールドカマーと呼ばれる人びと—が多いことである。2009年の法務省入国管理局統計では、特別永住者数は1万5187人で、県内外国籍住民の約3分の1の29%を占めている。しかし、特別永住者らの高齢化や帰化などによりその人数は年々減少し、2007年までは圧倒的に数の上で優位を保っていた韓国・朝鮮籍の人びとを2008年には中国籍住民数が上回った。第2の特徴は、留学生と就学生の場合が多いことである。しかし全体では、「留学生」「就学生」は23%である。第3に、「永住者」「定住者」「日本人的配偶者」に見るように定住および永住傾向にある人びとが、特別永住者に次ぐ、全体の25%を占めるようになったことである。

さらに、国籍別、地域別に見ても以下の特徴がある。福岡市、北九州市、久留米市の3市に在住する外国人を国籍別に比較すると、北九州市には韓国・朝鮮籍の外国人

がもっとも多く、福岡市には中国籍住民がもっとも多い。また2つの政令都市以外では久留米市の外国籍住民の数が多く、もっとも多い国籍は中国籍とフィリピン籍である。県内のフィリピン人口は、中国籍、韓国・朝鮮籍に続き第3位の位置にあるが、タイ人口は、2008年時には10位、2009年には11位と外国籍の中でも少数派である。

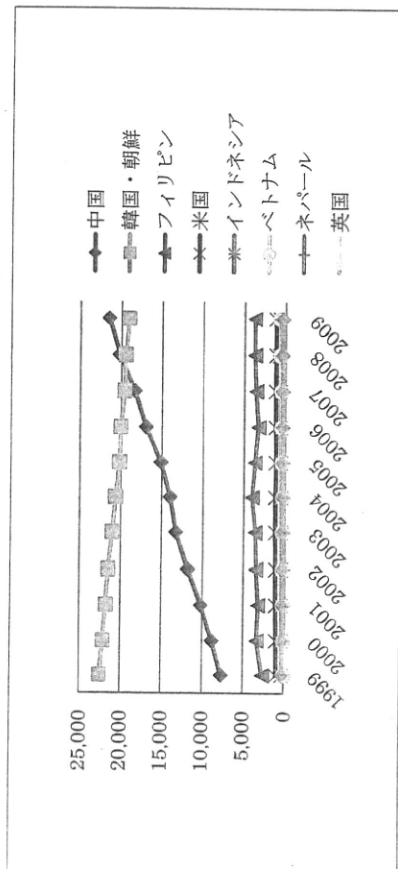
2006年の福岡県の外国籍住民の現状調査(女性エンパワメントセンター福岡 2006)によれば、外国籍住民の割合が1%を越えているのは、北九州市 (1.15%) と福岡市 (1.47%) だけであった。この2市は福岡県の中で外国籍住民が多い地域と言えるが、対住民数で1%に満たない、つまり外国籍住民が散住している市町村での、外国籍住民比と男女別統計を見ると、外国人女性の比率が50%を超えている市町村が少なくないことも特徴である。たとえば、久留米市 (0.78%、女性比67.4%)、田川市 (0.74%、女性比63.6%)、飯塚市 (0.72%、女性比58.5%)、直方市 (0.58%、女性比58.5%)、大牟田市

図4 在留資格別福岡県の外国人登録者 (2009年)



(出典) 法務省入国管理局登録外国人統計2009年

図5 国籍別福岡県の外国人登録者 (2009年)



(出典) 法務省入国管理局登録外国人統計2009年

(0.44%、女性比79%)、柳川市 (0.44%、女性比74.5%)、八女市 (0.42%、女性比76.8%) など、外国人割合も絶対数が少ない町であっても、韓国・朝鮮人、中国人のほかに、タイ人、ベトナム人、ロシア人、インド人、ルーマニア人など多岐にわたる国籍をもつ外国籍住民が居住していることが分かった。在留資格別、男女別、国籍別のクロス統計がないために、どのような在留資格なのか明確ではないが、同報告書によれば、留学生、研修生、日本人配偶者、特別永住者など外国籍住民の滞在形態の多様化が指摘されている。

ると同時に、日本語学習のニーズがある外国籍女性の多くが国際結婚による在留をしており、自身の日本語学習や生活習慣、子どもの養育や教育における情報入手、仲間づくりなどのニーズが、第2章「移住女性の現状とニーズ」において報告されている。自治体の外国籍住民に対する施策と現状は同報告書によれば、外国籍住民の増加やニーズを認識しつつある自治体とそうでない自治体の温度差によって施策に違いがあることが明らかになった。

また、同報告書では、外国籍の子どもたち、もしくは外国につながる子どもたちや日本語を母語としない子どもたちに関する数的な把握はなかった。もともとこうした子どもたちの数を把握することは容易ではない。なぜなら母親もしくは父親が外国人(もしくは両方)の子どもは、次のようなさまざまな国籍保持のパターンがあるからだ。

①親の国籍と日本国籍の二重国籍、②親と同じ国籍、③日本国籍のみ、④無国籍の子どもの場合があり、国籍からだけではその実態がつかめないからである。文科省では毎年「日本語学習が必要な外国人児童生徒の受入れ状況に関する調査」統計を発表しているが、2009年度の福岡県には238名との数字が報告されている(文部科学省2009)。しかし、この数字の中には「ほとんど日本語を理解しない」外国籍の子どもとは、親が先に日本に定住し、後に子どもを呼び寄せる家族統合のケースが主であり、外国籍の母親と日本国籍の父親のもと生まれ、日本国籍しかない子どもや、日常会話の日本語には不自由しないが論理的、抽象的な考え方を日本語で捉えられないような子どもは排除されがちな数字である。

3. 福岡県におけるフィリピン人女性とタイ人女性とその子どもに関する調査について

(1) 調査の概要

本調査は2010年9月から2010年12月まで、齋藤が合計4回(延べ10日間)福岡県を訪れ、共同研究者でドイツ在住のルアンケーオは1回来日して実施した。被調査者は福岡県内に居住するリサーチアシスタントおよび福岡県にあるタイ政府観光庁の協力と被調査者による雪だるま式の紹介により県内(北九州市、福岡市、大野城市、筑紫野市、久留米市)に住む12人(フィリピン人6名、タイ人6名)の女性(11人が子育て経験あり)の対面インタビューを実施した。質問項目は、福岡県に移住するまでの経緯、家族に関すること(結婚や離婚、子どもの国籍や教育歴など)、日本語など日本社会への適応や障害、就労や将来の夢(女性自身と子どもにかけられる期待など)をおおまかにあらかじめ用意したが、インタビューを受ける女性が話したいことをオープンエンドに聞くという形の反構造的なインタビューを行った。また子育てなどに関する個人的な情報に関する調査内容であったため、インタビューの前に被調査者に対して答えたくないことは回答しなくいいこと、本人を認識できる情報を掲載しないことを口頭で告げた。

子どもへのインタビューは断片的に実施した部分もあるが、子どもとの関係を築く時間が少ない、インタビューに関して親の許可を得られない、子どもに人面での障害があるなどの理由により、子どもからの直接インタビューは消極的にしか実施していない。本稿の子どもに関する聞き取りは主に親および子どもをめぐる関係者からの見方に依っている。

(2) 被調査者12名について

12名の年代は20代1名、30代5名、40代4名、50代2名だった。40代、50代の5人の日本の在留は10年を越えて定住もしくは永住の在留資格をもっていた。フィリピン人の6人は全員が最初に来日したときはエンターティナーとして就労し、その後夫となる男性と知り合って結婚に至っていた。インタビュー当時、既婚者は4名、シングルマザーは2名だった。タイ人6名全員が仕事上で知り合って結婚したとのことだが、2名がエンターティナービザで入国し、3名はタイで日本人男性と知り合い日本人の配偶者ビザで入国、他1名は不明である。タイ人6名のうち、国際結婚した後、日本人男性と離婚してシングルマザーとなった女性は1名だった。

(3) 日本語とキャリア開発

被調査者12人のうち1名が2年の日本の専門学校就学経験があり、フィリピン人4名は介護ヘルパー養成のための教室にて実践的な日本語の読み書きを習ったほか、7名

は職場や夫の会話、友人や知人との人間関係を通じて、独自に日本語を習得していた。日常会話はほぼ困らないものの、読み書きは外国人女性にとってハードルが高く、配布される便りにはふり仮名がふられていない小学校もあったとのこと、「夫に便りを読んでもらって対応した」ほか、夫の協力が得られない家庭では「子どもに、便りの内容は何か、教師に確認し、子どもに理解させておいた」との対応のほか、「市役所に行って職員に『日本語が分からないので読んでください』といってお願いした」と対応した人もいた。

また、福岡県では北九州市や福岡市中心のようにある程度公共交通が発達した地域以外で生活するには車の運転ができることが利便性を高くする。「運転免許取得のための講習や法律を理解でき、試験に合格する日本語能力を身につけたい」という声が聞かれたほか、「職を得るためのビジネスに必要な日本語や、日本の職場での身だしなみ、ビジネスマナーなどを学びたい」と切に望む声もあった。特にかつてスナッ

クなどで就労していた女性の中には、「私が覚えた日本語やビジネスマナーはスナックでは通用するけれど、昼の仕事を探す時には別のタイプの日本語や身だしなみやマナーが必要」と考えるに至り、それらの能力を向上させることによって、社会保障がより充実した「正規雇用社員として就職したい」と、被調査者PFは考えていた。

さらに、株式会社インターアジア（福岡市）では外国人のためのホームヘルパー2級養成講座では、日本語、日本文化学習のほか、介護現場で必要な読み、書き、意味を独自に開発した日本語のテキストを使用して重点的に学習しているが、「外国人の生徒さんは熱心で必ず質問をするし、積極的に、日本人にもいい刺激となっています」（2010年11月15日のインタビュー）と担当者は話していた。

北九州市では、主に在日韓国・朝鮮人の中年以上の女性（オモニ）たちの日本語の識字を中心に学習する「青春学校」が民間有志グループによって主催されている。近年では生徒の中に、日本人と結婚したフィリピン人女性も参加するようになっただ。日本語の読み書きを学びながら、オールドカマーとニューカマーの経験交流が日常的になされるようになった。成人で日本語学習の特に読み書きを学ぶ機会がなかったり、自分の感情や経験を表現する識字をもてなかった人びとが成人学級として学び直す機会は大変貴重である。

「チャンス（機会）をください。私たちは外国人が分からないことを教えてください。この日本で仕事をして、子どもを育て、家族でしっかり生きていきたいのです。外国人だから『ダメ』なのではないです。チャンスを与えたら、一生懸命働きます！」とPFさんは訴えていたのが印象的だった。

2010年現在、福岡県の外国人籍住民支援は

前述の2006年調査を根拠に外国籍住民が複数名住んでいる地域に複数カ所の日本語教室をサポートしている。日本語の日常会話が分らない状態で、日本人男性と結婚した外国籍住民にとって意義深い。しかし、滞在が長期化、定住化する傾向にある外国籍住民は、より日本社会の中で、それぞれがもつ能力を開発し、発現させていける場が切望されているのではないだろうか。福岡県では、国際政策の一つに、各国からの留学生に対するキャリア開発のビジネス講座（日本語、マナー、身だしなみなど）を重視し支援している⁹⁾。こうした講座のノウハウおよび知見を定住している外国籍住民に提供することは意義深い事業ではないかと考える。

本調査のインタビュー協力者の中には、正規雇用者はヘルパーとして2名、求職中が2名、専業主婦1名のほか、通訳や翻訳、タイ語講習、英語講習、タイ文化講習などを請け負う自由業を営む女性が3名いた。また起業して独立した会社の経営主となった人、タイマツサージ店開店の準備をしているなど起業家もいた。起業をするための法的およびモラルサポート、そして具体的な業務に関する知識と経験としてスキル、それに熱意が必要である。逆に言えば、それらの支援を受け、それを受け止め、発展させていく能力があれば、外国籍女性たちの能力は発揮され、逆に雇用を創出していく立場となり得ることを証明している。

(4) 子どもの発達段階別に見る家族、社会の課題

外国籍の子ども、もしくは外国に生まる子どもに注目する際、子どもに大きな影響を与える環境が家庭であり、学校や地域社会など子どもを取り囲む社会である。ここでは、子どもを発達段階別に、①幼児期

表3 被調査者のプロフィール

	女性の国籍	日本人男性との婚姻	子どもの国籍など (P: フィリピン、T: タイ、J: 日本)
PA	フィリピン	結婚→離婚(ひとり親)	長女 (P: 呼寄せ)、長男 (J・P)
PB	フィリピン	結婚→離婚(ひとり親)	長男 (P: 呼寄せ)、次男 (P: 呼寄せ)、長女 (J)、次女 (J)
PC	フィリピン	結婚	長女 (J)
PD	フィリピン	結婚	長女 (P: 呼寄せ)、次女 (J)
PE	フィリピン	結婚	長女 (J)
PF	フィリピン	結婚	長女 (P: 非同居)
TA	タイ	結婚→離婚(ひとり親)	長女 (T: 非同居)、長男 (J・T)
TB	タイ	結婚	息子2人 (J・T)
TC	タイ	結婚→離婚→再婚	前夫の息子 (J)、現夫の娘 (J)
TD	タイ	結婚	長女 (J)、長男 (J)
TE	タイ	結婚	長女 (J)、長男 (J)
TF	タイ	結婚	子どもなし

(出典) 筆者作成 (2010)。

(小学校入學まで)、②学齢期 (おおよそ小学校、中学校の義務教育時期)、③思春期 (16歳以上18歳未満) に分類し、11人の子育ての経験からそれぞれの時期の課題を考察する。

(a) 幼児期

まず、妊娠・出産などのリプロダクティブヘルスに関する妊婦検診や出産、乳児検診や予防接種などさまざまな情報は保健所や行政などからではなく、多くが同国人の友人、知人や日本人の友人から入手していた。しかし、かつて「居住していた市に住む初めての外国人だった」というタイ人女性は、夫がコミュニケーションがうまく行かず妻に必要なことを伝ええない、病院や保健所での東南アジア出身の女性向けられる侮蔑的な態度などで得られる情報がほとんどない状態、出産に向き合わないならば、恐怖と不安でいっぱいだったという。また、結婚した当時から夫は経済的な責任を全く負わなくなったという女性は、「蓄えから出産費用や生活費用を工面して育児をしたが、不安と孤独から児童虐待寸前の精神的圧迫を感じていた」という。さらに、働かないだけでなく、酒を飲み、乳児の肛門に卒子をすり込んだり、眠らせないなど、子どもと妻に精神的、肉体的な暴力をふるう夫の存在から逃れる方法を探していた、という女性もいた。

こうした女性たちの経験は、多くが本人たちの忍耐と同国人の友人らの支援によって問題は回避され、現在に至っている。夫のDV問題を抱えていたTAの女性は、そのとき居住していた市の公的機関のシェルターにつながることができ、支援を受けることができた。しかし、外国籍の多くの女性は行政や民間団体による支援やサービスの情報へのアクセスに限界がある。また、

これまで外国籍女性の異文化の中で起こるさまざまな経験や正直な感想や要望などの声を受け止めたり、必要な人にサービスを提供する仕組みも未整備であったが、北九州市では「北九州市母子健康ハンドブック」を作成し、出産から産後の母子保健、医療、相談機関などの情報を多言語で掲載している。

(b) 学齢期

フィリピン人とタイ人の学齢期の子どもが遭遇する課題は、基礎学力と社会性を養う学校教育である。母親の国籍と父親 (後に離婚) の日本国籍の二重国籍をもつ男児の事例 (PA) を紹介する。就学前から親のDVを目撃していた男児は、小学校1年生のときにクラスで母親が外国人であることが理由でいじめに遭い、不登校になり、小学校3年生のときに母親の母国親類宅に移住。2年あまりを過ごした後、母親の要請で日本に帰国した。しかし、日本語の理解力が不足しているため、母親は小学校の教師にこの件を相談するが、男児は日本国籍があるので特別な支援の対象とはならないと言われた。理解のある担任のときには日本語学習サポートがあったが、そうでない担任のときには男児の勉強に対する関心も減少した。中学生に進学したが、基礎学力がついていない。高校進学を希望しているが学力面で困難ではないかと母親は考えている。

上記の事例の男児は、日本国籍で母親の出身国と日本を行き来する事例だったが、母親が母国の親戚などに養育を任せていた実子を日本に呼び寄せた事例も12人の母親インタビューの中で2例あった (PB, PD)。幸い、その2例の子どもたちは、「子どもが日本語や学校生活に適応できるまで、1学期間、親が毎日子どもに隣に座ることを学

校が許可してくれた」。「朝のあいさつ」とともに、日本語のあいさつに毎日フィリピンの子どもたちがフィリピン語であいさつすることに抵抗をもたなくなった」など学校の臨機応変な対応で適応していた。久留米市でも「ワールドクラス」で外国につながる子どもたちの特別教室が運営されるなど、臨機応変に対応しており、中途で日本にきた子どもたちも社会や学業に適応していた。

しかしながら、こうしたグッドプラクティスの取り組みは教員の自発性によるところも大きい。中途で外国から来日してきた児童、生徒の対応は担任教員に過重な負担となっていたり、ひいてはほかの子どもたちへの指導がおろそかになるなどの影響も教育現場からは聞かれる。外国につながる子どもたちも、同じ学校で学ぶ子どもたちとともに、基礎学力が保障され、かつ異文化を吸収しつつ活きた国際的な視点を養う教育を施すなど、配慮が求められるよう⁽⁶⁾。

日本国籍であれ、外国籍であれ、また二重国籍であれ、日本語を母語としない子どもが日本語で学習し、基礎的な学力をつけていくことが困難な場合がある。単なる言語的な問題であれば、日本語学習のサポートが有効であろう。しかし、クラスメートや時には担任教師も、異なる言語や異なる習慣をもつ外国の子どもたちに支援的な取り組みがなく、学校に子どもが居場所がなくなるとき、子どもが学習意欲は削がれてしまう。学習意欲が低下し、十分な基礎的な学力がつかなければ、高校進学およびそれに続く高等教育の機会が狭くなってしま

う。異なるものを排除するいじめ問題も深刻である。母親がフィリピン人だから、もし

くは子ども自身が外国人の名前だから、そのようになささいなことで小学生の時にいじめに遭っていた (PE)。「神様に祈りなさい」と信心深い母親は娘を諭した。フィリピン人、外国人という理由だけで、いじめられる時期が続いたという。フィリピン人を母にもつ子どもの名前は、フィリピン人もしくは西洋風にな付けられることが多いが、タイ人を母にもつ子どもは、タイ人としての正式名があったとしても、「いじめに遭うから」との理由で日本の通名を使う子どもや日本名を最初からつけることも散見された。

(c) 思春期

福岡県では高校進学の入学試験時に試験時間を延長するなどの特別措置は設けられているが、東京都や大阪府にあるような特別枠を設けた入試制度はない⁽⁷⁾。公立高校だけでなく私立高校への進学の道もあるが、経済的には私立高校への進学のハードルは高い。県教育委員会では県の奨学金制度を活用して私立高校への進学を勧めていた⁽⁸⁾。しかし学力的、経済的に高校進学が難しい場合、職業訓練の場や就労先を探すことになるが、雇用情勢が厳しい中では外国籍の子どもや日本語を母語としない子どもたちにとって大変難しく、進学も就職もままならない青少年の居場所が不安定になりがちである。特に居場所がない思春期の若者は反社会的な行為 (酒、煙草、ドラッグなど) の誘いに対して非常に脆弱であるため、非行化を防止するためにも、将来の希望をもてるような居場所づくりが必要である。

また思春期は男女ともに性に対する関心が高くなる時期である。望まない妊娠を防ぐための避妊やデートDVに関する知識を提供し、考えるきっかけを提示する機会をつくることも必要となろう。

表4 社会的排除

社会的排除の次元	社会的排除の要因
経済的次元	●長期失業、不安定雇用 ○親世代、若年層世代の就業機会（キャリア開発、起業支援を含む）の欠如
社会的次元	●仕事を通じた社会との結びつきの断絶 ●家族やコミュニティとの結びつきの断絶 ●社会的諸制度や政策からの排除 ○日本語コミュニケーション能力やキャリア開発に必要なスキル開発機会の欠如 ○子どもの教育—教育現場でのいじめ、差別、基礎学力確保のための教育環境の欠如、学校と家庭との連絡方法や奨学金など制度に関する情報の欠如 ○医療、保健、福祉に関する情報の欠如 ○災害に関する情報や避難場所など情報の欠如
政治的次元	●投票権や自らの状況を政治に訴える手段が剥奪 ○入管法や在留資格に関する情報の欠如 ○自らが行政に働きかけ、住みやすい地域にするための参加機会の欠如

(出典) 福岡 (2008: 15-16) をもとに筆者作成。

(注) ●は福岡が挙げた要因、○は筆者が挙げた要因である。

4. 考察

福岡県に在住するフィリピン人女性とタイ人女性、そしてその子どもたちの聞き取り調査およびその支援者や支援機関、そして行政の取り組みを見てきた。ここでは調査研究対象者らが社会的に包摂され、それぞれの能力を発揮して社会参加し、地域社会の活性化に貢献する存在になるための方策を考えるために、社会的包摂の反対概念である社会的排除の要因を、福岡の経済的次元、社会的次元、政治的次元で見っていく。

なお、この3次元の分析は、福岡 (2008: 15-16) の「経済的次元、社会的次元、政治的次元」⁶⁾それぞれ次元で排除されている諸要因を克服していくマクロ的な制度、政策と、ミクロ的な個人の尊厳回復に向けた支援策」との枠組みによっている。

表4に見るように、経済的、社会的、政治的それぞれの次元において、社会的排除の傾向が見られる。これらの「諸要因を克服していくマクロ的な制度、政策と、ミクロ的な個人の尊厳回復に向けた支援策」が、社会的な包摂の中で求められる。先に、多

排除を除去するための3Pを基底とした包摂的な政策が必要であろう。

注

- (1) 2009年法務省入国管理局統計の在留資格別・国籍別によれば、日本で永住および定住傾向を示す留資格の「特別永住者」「永住者」「定住者」「永住者の家族」「日本人の配偶者など」は全外国人登録者281万6121人のうち140万6301人(49.0%)だった。そのうち、「特別永住者」の在留資格を持つ朝鮮・韓国籍の人は40万5571人(14.4%)だった。

- (2) 「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」テーマ1分科会(外務省、神奈川県、国際移住機関主催)にて、コーディネーターを務めたアンジェロ・イシがまとめたペーパーによるもの。イシは、3Pを克服する概念キーワードとして、3つのC (Coexist=共生、Coordinate=調整、Cultivate=育成) を提起している。

- (3) EUにおける社会的排除と社会的包摂の定義は、EU委員会によるSocial Exclusion and EU's Social Inclusion Agenda-Paper Prepared for the EU8 Social Inclusion Study, p4. <http://siteresources.worldbank.org/INTECONEVAL/Resources/SocialExclusionReviewDraft.pdf> (2011年2月12日アクセス)。

- (4) 「在留外国人」との呼称は、在留管理側に立つて日本人と外国人を分けて考えるニュアンスがあるため、本稿では行政の統計などで「在留外国人」と呼称することはあるが、地域で生活する生活者として立場から「在留する外国籍の人の人びと」と呼称する。なお、「在留する外国籍の人びと」は、日本国籍ではない人を指すため、帰化した外国人、中国から引き揚げてきた日本国籍の残留者で日本語を母語としない人びとはこの範疇に入らない。

- (5) 福岡県留学生サポートセンター、<http://www.fissc.net/ja/support/job.html> (2011年2月12日

アクセス)。

- (6) 例えば、東京外国語大学多民族・多言語教育研究センターのサイトにはポルトガル語、スペイン語、タガログ語による小学生の算数や漢字の学習テキストがダウンロードできるように掲載されている (<http://www.tufs.ac.jp/blog/ts/g/cemmer/>)。また、小学校や中学校で頼用する「学校からのおたより」例文集を英語、ポルトガル語、タイ語などに翻訳して活用できるサイトも民間団体運営のホームページから入手できる (<http://www.mic.or.jp/otayori/index.htm>)。

- (7) 2010年12月10日、福岡県教育委員会での聞き取りによる。

- (8) 2010年12月10日、福岡県教育委員会での聞き取りによる。

- (9) 福岡 (2008: 33) は、「経済的次元の要因は長期失業や不安定雇用、そして貧困である。社会的次元の要因は、仕事を通じた社会との結びつきの断絶、家族やコミュニティとの結びつきの断絶、そして社会的諸権利に関わる社会的諸制度や政策からの排除を意味する。政治的次元の要因は、投票権や自らの状況を政治に訴える手段が剥奪されている状況を意味する。また、シティズンシップの権利の獲得あるいは保障というレベルの問題も政治的次元に組み込まれるだろう」としている。

引用・参考文献

- 阿部彰、2008、「現代日本の社会的排除の現状」、福岡宏幸編、『社会的排除／包摂と社会政策』、法律文化社。
- 厚生労働省社会・援護局、2000、「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書」。
- 厚生労働省審議会議事録、2008、「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書」(平成12年12月8日)。
<http://www1.mhlw.go.jp/shingi/index.html#shakai-engo> (2010年12月25日アクセス)。

- 厚生労働省厚生労働省大臣官房国際課、2010a、「2008～2009年 海外情勢報告」「諸外国における外国人労働者対策」。http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/10/pdf/tokusyu/to003-012.pdf (2010年12月29日アクセス)。
- 厚生労働省、2010b、「諸外国における外国人労働者対策」http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/10/pdf/tokusyu/to003-012.pdf (2010年12月29日アクセス)。
- 斎藤百合子、2010、「外国人を親にもつ児童の社会包摂に関する調査研究」、平成21年度児童関連サービス調査研究等事業報告書、財団法人子ども未来財団。
- 総務省、2006、「多文化共生の推進に関する研究報告書～地域における多文化共生の推進に向けて～」。
- 2007、「多文化共生の推進に関する研究会報告書2007」。http://www.soumu.go.jp/menue_news/s-news/2007/pdf/070328_3_bi1.pdf (2010年12月29日アクセス)。
- 特定非営利法人女性エンパワーメントセンター福岡、2006、「福岡県における外国籍住民の現状と自治体の施策に関する調査報告書」、福岡県国際交流局。
- 日本学術会議 社会学委員会経済学委員会合同包摂的社会政策に関する多角的検討分科会、2009、「提言 経済危機に立ち向かう包摂的社会政策のために」、日本学術会議。
- 長谷部美佳、2004、「新聞紙上における外国人女性の表象をめぐる一考察」「アジア女性研究」第13号、9-17。
- 花崎皋平、1996、「アイヌシモリの回復—日本の先住民アイヌと日本国家の対アイヌ政策」、井上俊ら(編)『岩波講座現代社会学15 差別と共生の社会学』、岩波書店。
- 樋口直人、2010、「『多文化共生』再考—ポスト共生に向けた試論」『大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター年報』第7号、2009-2010、大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター。
- 福原宏幸、2008、「社会的排除・包摂論の現在と展望 パラダイム・「言説」をめぐる議論を中心に」、福原宏幸編著『社会的排除・包摂と社会政策』、法律文化社。
- 法務省、2010、「入国管理局登録外国人統計年報2009年」。http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001065021 (2010年7月7日公表分) (2010年12月29日アクセス)。
- 文部科学省、2009、「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受け入れ状況」。http://www.next.go.jp/b_menu/houdou/21/07/_icsFiles/afel_dfile/2009/07/06/1279262_2_1.pdf (2011年1月20日アクセス)。
- 湯澤直美、浅井春夫・阿部彰・岩川直樹・小西祐馬・中西新太郎・平湯真人・松本伊智郎・水島宏明・山野良一、2009、子どもの貧困白書編集委員会編、『子どもの貧困白書』、明石書店。
- 渡戸一郎、2010、「多民族・多文化化する日本社会—問題の所在とアプローチの視点」、渡戸一郎・井沢泰樹編著、『多民族化社会・日本—多文化共生—の社会的リアリティを問い直す』、明石書店。
- Ruankaew, Pataya. (2009). *Shit Ying Thai-koronee kluen yaai reengaan khaam chart* [タイ人女性の人權—海外移住女性の事例から]. Bangkok: National Human Rights Commission of Thailand (NHRC).